

# しもいち 広報

SHIMOICHI No.662

7

令和元年 July

初夏のお便り



下市町マスコットキャラクター  
ごんたくん



# 議会だより

## 令和元年第3回町議会 (定例会)

令和元年第3回町議会定例会が6月10日から13日の4日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決、同意されました。

### 諸報告

▽平成31年4月分例月出納検査結果報告書

▽平成30年度下市町一般会計繰越明許費繰越計算書

▽平成30事業年度下市町土地開発公社決算書及び事業報告書

▽議員派遣報告書

### 議案

▽下市町税条例等の一部を改正する条例

税制改正及び国の地方税法の改正に伴い条例の一部を改正しました。

▽下市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

国の災害弔慰金の支給等に関

する法律の改正に伴い条例の一部を改正しました。

▽(仮称)町立下市認定こども園整備工事に係る請負契約の締結について

(仮称)町立下市認定こども園整備工事に係る請負契約の締結について、4千962万2千100円で、八房建設株式会社と請負契約を締結するため議会の議決を求めました。

▽令和元年度下市町一般会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ909万1千円を追加し、予算総額を42億4千909万1千円としました。

▽下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴い、委員の選任について、引き続き亀口幸久氏を選任することに同意されました。

▽新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

議員発議により上程され、原案どおり可決されました。

### 一般質問

吉井辰弥議員から

◎個人・区・各種団体より提出された要望書の対応について

中垣内敏博議員から

◎下市町の玄関口である公共施設「せせらぎ」の今後について

◎国道309号線及び町道のゴミすてについて

◎小学校の送迎バスについて

尾上治吉議員から

◎小・中学校一貫校について

◎子供達の出生について

◎廃校・休校校舎の活用・運用について

◎火葬場建設について

◎公衆トイレについて

川本和義議員から

◎下市町が、梨子堂、原谷両地区に所有する土地の有効活用について

松田哲子議員から

◎下市町の健康状況及びその取り組みとして運動推進の状況について

◎高齢者、障害者の方々の生活支援の取り組みの現状について

◎社会教育の環境及び取り組みの状況について

◎5月26日奈良新聞1面に掲載された将来負担比率の下市町の状況について

矢野和男議員から

◎保健所について

◎商店リニューアル補助制度を

◎通勤・通学のための交通インフラの整備を

◎空き家バンクの状況・町営住宅の整備

◎路面標示の回復をはじめとした交通安全対策

◎災害対策、対応について



## 瑞宝単光章



すぎた やすかづ  
杵田 保一 氏  
(新住)

令和元年春の叙勲において、新住にお住いの杵田保一氏に、永年に渡る消防団活動の功績を讃え瑞宝単光章が贈られました。

同氏は、昭和44年から平成21年までおよそ40年に渡り、消防団活動に従事され、この間、分団長・副団長の要職を歴任されるなど、地域の安心安全に寄与されました。

今回の受章に対し同氏は「身に余る光栄です。同僚団員・地域の方のご支援ご協力に感謝しております。」と受章の喜びを話していました。

## あきつボランティアグループお楽しみ会

あきつボランティアグループの皆さんが、下市観光文化センターで、70歳以上の独り暮らしの高齢者を招いて「お楽しみ会」を開催しました。

開会式でグループの会歌を斉唱したあと、杵田代表が挨拶しました。

この日は、歌や踊り漫才など、工夫を凝らした演芸に終始笑い声が響く、楽しいひと時となったようでした。



演芸の様子

## 下市町消防団 消火訓練

6月2日、下市町消防団が山林火災を想定した消火訓練を行いました。

今回の訓練の火点は新住丸尾地区の山林で、消防水利には、都町にある第2老人憩いの家付近の水路が使用されました。団員らは水利から12台の消防車両を中継し13km先の火点で待つ筒先へと水を届けました。

訓練後には、下市消防署から「トラブルもなく早い時間での放水となりました。今日の訓練の課題や成果を持ち帰りこれからの活動に生かしてください。」と講評が行われました。



## 第11回学童野球大会 下市阿知賀ブルースカイが優勝

吉野郡子ども会育成者連絡協議会と吉野郡青少年指導員連絡協議会の共催により、第11回学童野球大会が5月12日・19日の2日間にわたり、川上健民運動場で開催され、参加チームが熱戦を繰り広げました。

下市町からは、野球を通じて仲間づくりや心身の健全育成に取り組んでいる下市阿知賀ブルースカイが出場し、見事優勝の座を手に入れました。



### 【大会結果】

優勝：下市阿知賀ブルースカイ（下市町）  
準優勝：吉野ヴィクトリー（吉野町）  
最優秀選手賞：森 雄大くん（下市阿知賀ブルースカイ）

## 下市町職員新規採用者(令和2年4月1日採用予定)を次のとおり募集します

| 試験職種      | 採用予定人数 | 職務内容     |
|-----------|--------|----------|
| 一般事務職（行政） | 5名程度   | 各種一般行政事務 |

### 【試験実施日】

※採用予定人数は変更になる場合があります。

第1次試験：令和元年 9月22日（日）

第2次試験：令和元年10月19日（土）

※詳細は第1次試験合格者に通知します。

### 【試験会場】

下市町役場で行います。詳細は申込書受付終了後、受験者全員に通知します。

### 【受験資格】

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業者若しくは同等以上の学力を有する人、又は令和2年3月末までに卒業見込みの人。

※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は受験できません。

### 【受験手続】

#### ①申込用紙等請求方法

下市町役場総務課において配布いたします。（下市町ホームページでダウンロードもできます。）

配布時間は、午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日の配布は行いません。）

※郵送による請求の場合

封書でご請求ください。この場合、封書の中に郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記したもの（紙片）及び返信用の92円切手を同封して、下記あてに請求してください。なお、郵便による請求の場合は、書留など確実な方法により郵送してください。

#### ②申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、下市町役場総務課人事係に直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。また、申込書提出の際、必ず写真1枚（最近3ヶ月以内に撮影した正面上半身縦長4cm×3cmのもの）を持参若しくは同封してください。

#### ③申込書受付期間等

期 間 令和元年7月1日（月）～8月29日（木）

時 間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除きます。）

提出先 下市町役場 総務課 人事係

※郵送でも可【8月29日（木）締切日必着】

なお、この場合は書留など確実な方法で郵送してください。

### ◇受験案内等請求・申込み・問合せ

〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地

下市町役場 総務課 人事係 ☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9060（直通）

## 空き家の除却事業の募集について ～空き家解体の費用の一部を補助します～

下市町では、国の社会資本整備総合交付金を活用し、危険な空き家の除却を促進し安全・安心の確保を図るため、その除却等に要する経費の一部に対し補助金の交付を行います。

※本事業は、町内にある不良住宅（国の住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物）の認定を受けた空き家が対象となります。

事業の申込・詳細等につきましては、下記までお問い合わせください。

### 申込・問合せ

下市町役場 総務課

☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9060（直通）

～ 空き家の適切な管理をお願いします ～

## 若者定住促進事業に係る 事前調査について

定住及び移住を促進し、活力ある下市町を創造することを目的として、下市町では若者世帯が町内に住宅を確保するための支援（補助）を検討しています。

令和元年度以降に新築された住宅又は令和元年度以降に新築された民間賃貸集合住宅などの要件を満たした場合、住宅建設費や家賃の一部補助等を予定しています。

事業の申込・詳細等につきましては、下記までお問い合わせください。

※本事業における若者世帯とは、夫婦のどちらかが18歳以上45歳未満の2人以上の世帯をいいます。

問合せ 下市町役場 総務課

☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9060（直通）

## 高齢者外出支援タクシー券の交付について

下市町では高齢者の方を対象に、タクシー利用券を交付することで公共機関や病院等への外出を促し、日常生活の利便の向上を図るため左記のとおり事業を実施しております。令和元年度申請の受付につきましては、7月17日以降となっております。

### 対象者

75歳以上の方  
65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方  
(ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。)

### 利用範囲

原則下市町内(ただし下市口駅は可)

### 内容

タクシー乗車料金の補助券を交付(26枚)  
※75歳以上の方並びに昨年度交付を受けた方には、7月中旬以降に申請書を送付いたします。

### 問合せ

下市町役場 健康福祉課 高齢福祉係  
☎ 0747-52-0001 (内線161)  
IP 0747-68-9065 (直通)

## こころの健康相談



様々なこころの問題や病気で悩んでいる方の相談に応じます。ささいな悩みでも結構です。

### 日時

7月22日(月)《予約制》

- ① 午後1時～2時
- ② 午後2時15分～3時15分
- ③ 午後3時30分～4時30分

### 場所

下市町保健センター 2階研修室

※訪問相談もいたします。

### 費用

無料

### 申込・問合せ

電話で予約をお願いします。  
下市町役場 健康福祉課 保健予防係  
☎ 0747-52-0001  
(内線159・160)  
IP 0747-68-9065 (直通)

## 風しん抗体検査と予防接種について

令和4年3月31日までの3年間に限り、風しん抗体検査・予防接種を公費で受ける事が出来ます。

### 費用

無料

### 対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性  
※対象者には案内とクーポン券を送付致します。

### 抗体検査・予防接種までの流れ

対象者の方にはお届けしたクーポン券を利用して、まず抗体検査を受けていただきます。次に抗体検査の結果、十分な抗体がない方は、予防接種を受けていただきます。

★医療機関でクーポン券を提示していただくと、風しんの抗体検査や予防接種を受ける事ができます。  
※事前に医療機関にお問い合わせください。

※町の保健センターで実施する特定健康診査でも抗体検査のみ受ける事が出来ますので、ご希望の方は、左記までご予約お願いします。

### 問合せ

下市町役場 健康福祉課 保健予防係  
☎ 0747-52-0001 (内線159・160)  
IP 0747-68-9065 (直通)



## 下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

| 事業名      |              | 日        | 時               | 対象者・内容等                                 |
|----------|--------------|----------|-----------------|-----------------------------------------|
| しもぴよランド  |              | 7月3日(水)  | 午前10時～正午        | 4歳までの幼児及びその保護者<br>「ベビーマッサージ」            |
| 特定健康診査   |              | 7月18日(木) | 午前9時～10時受付      | 40歳～74歳の国民健康保険に加入している方<br>または75歳以上の町民の方 |
| 二種混合予防接種 |              | 7月23日(火) | 午前9時30分～10時受付   | 〈対象者〉<br>平成19年4月2日～平成20年4月1日生           |
| 日本脳炎予防接種 |              | 7月26日(金) | 午後1時30分～2時受付    | 〈小学4年生〉<br>平成21年4月2日～平成21年9月30日生        |
|          |              |          |                 | 〈高校3年生〉<br>平成13年4月2日～平成13年9月30日生        |
| 幼児健診     | 1歳6ヶ月<br>児健診 | 7月30日(火) | 午後1時～1時15分受付    | 平成29年12月1日～平成30年2月28日生                  |
|          | 3歳児健診        |          | 午後1時30分～1時45分受付 | 平成27年12月1日～平成28年2月28日生                  |

問合せ 下市町役場 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0747-52-0001 (内線159・160)  
IP 0747-68-9065 (直通)

## 「いきいき百歳体操」を下記の会場で取り組んでいます

平成28年度から始まった住民主体の通いの場「いきいき百歳体操」は、現在12地区、240名の方々が参加されています。

|    | 会場名             | 曜日 | 時間       |
|----|-----------------|----|----------|
| 1  | 阿知賀コミュニティセンター   | 月  | 午後1時～    |
| 2  | 明大町公民館          | 火  | 午後1時～    |
| 3  | 下市町コミュニティ防災センター | 火  | 午後1時～    |
| 4  | 下市町交流センター       | 月  | 午後7時30分～ |
| 5  | 堀毛会館            | 金  | 午後1時～    |
| 6  | 原野会館            | 金  | 午前9時～    |
| 7  | 第2老人憩の家         | 月  | 午後1時30分～ |
| 8  | 瀬ノ上会館           | 火  | 午後1時～    |
| 9  | 大峯会館            | 木  | 午後1時30分～ |
| 10 | 今在家会館           | 月  | 午後1時～    |
| 11 | 仔細体育館           | 月  | 午前10時～   |
| 12 | 奈良県農業協同組合下市支店   | 木  | 午後1時30分～ |

「いきいき百歳体操」を多くの方に知っていただくために、随時説明会を行っています。  
詳しく知りたい、興味のある方はお問い合わせください。

問合せ 下市町地域包括支援センター ☎ 0747-52-0001 (内線157)  
IP 0747-68-9065 (直通)  
FAX 0747-52-0007

## 地域包括支援センターからのお知らせ

「在宅介護を考える集い」

要介護者の状態の維持・改善を目的とした介護知識・技術の習得等

| 事業名  | 日時                         | 場所                         | 対象者                  | 内容                                                        | 申し込み                 |
|------|----------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------|
| 介護教室 | 7月20日(土)<br>午後2時～<br>3時30分 | 下市町交流<br>センター<br>(ごんたくんの家) | 介護をされている方や介護に興味のある方。 | ひとりで抱え込まない介護のために「介護知識と介護方法の技術」「認知症と支援」<br>講師：作業療法士 鍛冶 秀生氏 | 7月12日までに社協まで申込みください。 |

「認知症カフェ」

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。

| 事業名      | 日時                               | 場所                         | 対象者                          | 内容                                 | 申し込み  |
|----------|----------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------------|-------|
| たんぽぽカフェ  | 7月12日(金)<br>午前10時～正午<br>※毎月第2金曜日 | 下市町交流<br>センター<br>(ごんたくんの家) | 認知症の方やその家族・医療や介護の専門職・地域の方など。 | たんぽぽカフェ夏祭り                         | 当日参加可 |
| いろどりCafe | 7月25日(木)<br>午前10時～正午<br>※毎月第4木曜日 | 特別養護老人<br>ホーム北野しも<br>いち彩の里 | 介護をされている方や介護に興味のある方。         | 「わら書」<br>わら筆を使用して、自由な発想で文字を書く創書です。 |       |

### 《申込・問合せ》

介護教室・たんぽぽカフェ：社会福祉協議会

☎ 0747-54-2107

いろどりCafe：北野しもいち彩の里

☎ 0747-52-0240

総合窓口：下市町地域包括支援センター

☎ 0747-52-0001(内線156・157・158)

IP 0747-68-9065(直通)

## 熱中症に注意

### 【熱中症予防のポイント】

- ◆部屋の温度に気を配りましょう
- ◆エアコンや扇風機を上手に使いましょう
- ◆水分補給をしつかりと  
(のどの渇きがない時にも水分補給を！)
- ◆外出の際は日よけ対策もしっかりと
- ◆適度な休息と栄養の良い食事を心がけましょう
- ◆声をかけ合いましょう。

### 【高齢者の注意点】

- ◆のどが渇かなくても水分補給  
部屋の温度をこまめに測る
- ◆高齢者は温度に対する感覚が弱くなるために、  
室内でも熱中症になることがあります。
- ◆室内に温度計を置き、こまめに水分を補給すること  
を心掛けましょう。

### 【幼児は特に注意】

- ◆幼児は体温調節機能が十分発達していないため、  
特に注意が必要です。
- ◆晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、  
幼児は大人以上に暑い環境にいます。

### 【こんな時は救急車を呼びましょう！】

- ◎脱力感、倦怠感が強く動けない。
- ◎自力で水が飲めない。
- ◎意識がない、けいれんがある。

など

下市町役場 健康福祉課

(地域包括支援センター、保健予防係)

☎ 0747-52-0001(代表)

IP 0747-68-9065(直通)

## 国民健康保険税納税通知書は7月中旬に郵送します

◇令和元年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に国民健康保険加入世帯の世帯主（納税義務者）**あてに郵送します**。納税通知書がお手元に届きましたら内容のご確認と、納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

◇平成30年度から、国民健康保険制度は『各市町村ごとの運営から県域での運営』に変わりました。制度改正に伴い、『同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険税（料）が同じ』になるよう、段階的に税率改正を行い、令和6（2024）年度に県内保険税（料）の統一を目指すこととしています。

### ●令和元年度下市町国民健康保険税率

|             | 医療保険分    | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分<br>(40歳～64歳の方) |
|-------------|----------|-----------|----------------------|
| 平等割（1世帯につき） | 19,200円  | 6,000円    |                      |
| 均等割（1人につき）  | 25,200円  | 7,800円    | 14,400円              |
| 所得割         | 7.4%     | 2.4%      | 2.5%                 |
| 賦課限度額       | 610,000円 | 190,000円  | 160,000円             |

**7月31日（水）は国民健康保険税第1期分の納期限です**  
**納期内に納めましょう。**

**納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。**

**※口座振替をご利用の方は、7月31日（水）が振替日となります。**  
**預金残高のご確認をお願いします。**

問合せ 下市町役場 住民保険課

☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9063（直通）



**国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います**

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。新しい国民健康保険高齢受給者証は郵送（簡易書留）で7月下旬に送付させていただきます。現在ご使用中の高齢受給者証は8月1日以降に破棄処分していただきますようお願い致します。



|                       |                                                                                                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奈良県 国民健康保険高齢受給者証      |                                                                                                                                                |
| 有効期限                  | 年 月 日                                                                                                                                          |
| 交付年月日                 | 年 月 日                                                                                                                                          |
| 住所                    |                                                                                                                                                |
| 氏名                    | 見 本                                                                                                                                            |
| 生年                    |                                                                                                                                                |
| 生月                    |                                                                                                                                                |
| 生日                    |                                                                                                                                                |
| 一面負担<br>率の割合          |                                                                                                                                                |
| 納付額                   |                                                                                                                                                |
| 保険者番号<br>市町村コード<br>氏名 | <div> <div>2</div> <div>9</div> <div>0</div> <div>7</div> <div>8</div> <div>3</div> </div> <div> <div>下</div> <div>市</div> <div>町</div> </div> |

**国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて**

|                                 |          |                                                  |  |
|---------------------------------|----------|--------------------------------------------------|--|
| <b>奈良県 国民健康保険<br/>特定疾病療養受療証</b> |          |                                                  |  |
| 有症期間<br>昭和何年何月                  |          | 年 月 日<br>年 月 日                                   |  |
| 診療所名称                           |          |                                                  |  |
| 担当<br>氏名                        | 住所       | <h1 style="font-size: 40px; margin: 0;">見 本</h1> |  |
| 継続<br>番号                        | 生年<br>月日 |                                                  |  |
| 届出年月日                           |          |                                                  |  |
| 自己申告<br>受療額                     |          |                                                  |  |
| 医療費申請<br>済否                     |          |                                                  |  |
| 市町村<br>番号                       |          | 2 9 0 7 8 3                                      |  |
| 市町村<br>名称                       |          | 下市町                                              |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |                |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------|--|
| <b>奈良県 国民健康保険限度額適用認定証</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |                |  |
| 有効期限<br>交付年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    | 年 月 日<br>年 月 日 |  |
| 記号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    | 番号             |  |
| 世帯主                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名 | 見 本            |  |
| 扶養                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏名 |                |  |
| 通病診療費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名 |                |  |
| 災害療養費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名 |                |  |
| 災害療養費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |                |  |
| 適用区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |                |  |
| 保険者番号<br>〒奈良県奈良市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |                |  |
| <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> </div> <div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">             下市町           </div> </div> |    |                |  |

|                                                         |                                                                                     |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>奈良県 国民健康保険</b></p> <p><b>限年度適用・標準負担額減額認定証</b></p> |                                                                                     |
| 古達難題<br>交付年月日                                           | 年 月 日<br>年 月 日                                                                      |
| 住所<br>氏名                                                | 番号<br><div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">見 本</div> |
| 保険種別<br>保険料<br>支払期日<br>納付方法<br>支払期日                     | 氏名<br>年 月 日<br>年 月 日<br>年 月 日<br>年 月 日                                              |
| 下市町                                                     |                                                                                     |

現在ご使用中の上記認定証および受療証については、有効期限が7月31日までとなっています。引き続き入院や通院等により更新が必要な方は、再度、役場住民保険課で申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

※申請に必要なもの・・・国民健康保険被保険者証・印鑑

**問合せ** 下市町役場 住民保険課 国民健康保険係 ☎ 0747-52-0001 (代表)  
IP 0747-68-9063 (直通)

小さな店の  
販路開拓を支援します

小規模事業者持続化補助金の公募が始まりました。ご活用を！

持続的な経営に向けた経営計画に基づき、小規模事業者の地道な販路開拓の取り組みを支援するため、ホームページの作成やチラシの広報費、展示会出展経費、機械装置導入費、店舗改装費などの経費の一部を補助するものです。対象となる経費の範囲も広く、利用しやすいのが特徴です。

令和元年7月31日（水）

申請にはご自身で経営計画書等の作成が必要です。

詳細などのお問い合わせ並びに申請の窓口は下市町商工会まで

☎  
0  
7  
4  
7  
—  
5  
2  
—  
8  
7  
1  
7



## 「介護保険負担割合証」の更新について

要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに、日常生活支援総合事業の事業対象の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が令和元年（平成31年）7月31日までとなっています。

つきましては、令和元年8月1日からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送いたしますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分させていただきますようお願いいたします。

## 介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

## 《負担額の軽減制度について》

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が令和元年（平成31年）7月31日となっておりますので引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。

お忘れのないよう早めの手続きをお願いいたします。

|                                         |                             |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 介護保険負担限度額認定証                            |                             |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 交付年月日    平成      年      月      日        |                             |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 被<br>保<br>者<br>の<br>氏<br>名              | 番 号                         |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         | 住 所                         |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         | 〒 <u>                </u>   | <b>見 本</b>                                                  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         | 氏 名                         |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 生 年 月 日<br><br>通 用 年 月 日<br><br>有 限 期 間 | 昭和      年      月      日 (旧) |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         | 平成      年      月      日から   |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         | 平成      年      月      日まで   |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             |                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 世帯の収入総額                                 |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
| 消費税込所得<br>の合計税額等                        |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             | 円                                                           |  |  |  |  |  |  |  |
| 保険番号等<br>並びに保険<br>者の名称及<br>び住所          |                             | コニット関信楽<br>コニット創製系多摩池<br>花火型個室（特養等）<br>従来型個室（老健・療養等）<br>多床室 |  |  |  |  |  |  |  |
|                                         |                             | 2 9 4 4 3 9<br>下市町                                          |  |  |  |  |  |  |  |

**問合せ** 下市町役場 健康福祉課 介護保険係 ☎ 0747-52-0001（内線154）  
IP 0747-68-9064（直通）

**令和元年8月受診分から  
未就学児の医療機関での窓口負担が少なくなります！**

未就学児（小学校入学前の子ども）が県内の医療機関を受診する場合、

### 【現行制度】

いったん医療機関の窓口で、医療保険の自己負担額（医療費の２割）を支払い、後日、市町村から助成金が保護者等に支払われます。



【令和元年8月から】

福祉医療一部負担金のみの支払いで受診できる制度に変わります。

※福祉医療一部負担金は1医療機関ごとに月額500円（医科・歯科、入院・外来別）

(ただし14日以上入院は、月額1,000円)

※対象は、以下の医療費助成制度の受給資格がある未就学児です。

- ・子ども（乳幼児）医療費助成
- ・心身障害者医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成

○県内の医療機関等で受診する場合が対象です。受診時に、窓口で受給資格証を提示してください。

○未就学児以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。

○受給資格証については申請（更新）書類を7月中旬に送付しますので手続きをお願いします。

**問合せ** 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）  
IP 0747-68-9063（直通）

## 後期高齢者医療保険について

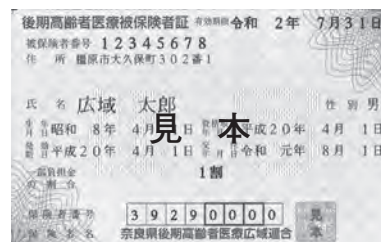
### 新しい被保険者証を送付します

令和元年8月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」を、7月下旬頃に『簡易書留』でお届けします。新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が「令和2年7月31日」となっています。

令和元年8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。

また、裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますのでご活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、住民保険課へご返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。



### 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和元年5月末現在において限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、令和元年8月1日以降も引き続き発行対象となる方につきましては、更新手続きが不要ですので、7月下旬頃に新しい認定証を郵送します。

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。発行対象にならない場合もありますので、先にお電話でお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

### 令和元年度保険料額決定通知書は7月に郵送します

#### 【保険料の均等割の軽減特例が見直されます】

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。なお、保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、国の軽減特例措置が見直されたことにより、今年度は8割軽減に変わります。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

### 7月31日(水)は後期高齢者医療保険料第1期の納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。

また、口座振替ご利用の方は、預金残高のご確認をお願いします。

問合せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）  
IP 0747-68-9063（直通）  
奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430

## 医療費助成の更新を行います

町では、子ども、心身障害者、ひとり親家庭等、重度心身障害老人等、精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。

8月1日より引き続き助成の対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、必要事項を記入し、役場または丹生支所で更新手続きを行ってください。

○更新手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、振込先の通帳、旧医療費受給資格証が必要です。

※扶養義務者等が他市町村に在住の方及び平成31年1月2日以降に転入された方は、平成31年度課税（非課税）証明書（平成30年中所得）が必要です。

問合せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（直通）  
IP 0747-68-9063（直通）



## 令和元年度国民年金保険料の免除申請の受付が始まります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受けることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることが出来ない場合は、保険料を「免除」または「猶予」される制度があります。

### ●免除制度とは

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年度所得が一定額以下の場合や失業したなどの理由で保険料を納めることが経済的に困難な時、保険料の納付が免除（全額免除・一部免除）になる制度です。

※全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

※一部免除は減額された保険料を納めないと未納扱いになります。

### ●納付猶予制度とは

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年度所得が一定額以下なら、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

### ●保険料の追納

免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば後から納める（追納）ことができます。免除期間がある場合は、保険料を全額納付した時と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで年金の受給額を増やすことができます。

※免除等の承認を受けられた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

☆学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

☆産前産後期間の保険料の免除制度もございます。

**問合せ** 大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531  
下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）  
IP 0747-68-9063（直通）

## 700MHz利用推進協会によるテレビ受信障害対策について

携帯電話での新しい電波利用開始にともない、テレビ受信障害が出る可能性があります。（映像が乱れる、映らない等）

受信障害が発生する可能性が高い地域の方へは、A4サイズのお知らせを投函のうえ、対策員が訪問して作業内容を説明し、了解をいただいたうえで対策作業を行います。対策員は、身分証明書を所持しています。不審に感じられた際は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。700MHz利用推進協会の対策員かどうかをお調べします。

受信障害が発生するおそれのある地域の方へは、二つ折りのお知らせ（テレビをご覧のみなさまへ）が配布されます。テレビ映像に影響が生じた場合は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。新しい電波利用開始による影響が疑われる場合は、速やかに回復作業にお伺いします。

なお、対策作業および回復作業で費用を請求することは絶対にありません。費用はすべて当協会が負担いたします。詐欺行為や悪徳商法に、ご注意ください。

※ケーブルテレビや光ケーブルでテレビをご覧の場合は影響ありません。

※BS / CS放送に影響が出ることはありません。

### 【700MHz受信障害対策コールセンター】

受付時間：午前9時～午後10時（年中無休） ☎ 0120-700-012 （フリーダイヤル）  
上記につながらない場合  
☎ 050-3786-0700（有料）

## 健康診査について（ご案内）

下記日程におきまして健康診査を実施いたします。自らの健康を守るため健診を受診していただきたくご案内させていただきました。

いつまでも健康で元気に過ごせるよう、年に1回は健診を受けましょう。

※対象者：40歳以上の生活保護受給者

※健診ご希望の方は健康福祉課までお問い合わせください。

### 《 健診日程表 》

| 実 施 日     | 受 付 時 間                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 7月18日（木）  | 午前9時～10時                                                |
| 9月 6日（金）  |                                                         |
| 10月 2日（水） |                                                         |
| 10月24日（木） |                                                         |
| 11月23日（土） |                                                         |
| 受 診 料     | 無 料                                                     |
| 場 所       | 下市町保健センター                                               |
| 健診内容      | 1. 問診 2. 尿検査 3. 身体計測<br>4. 血圧 5. 血液検査 6. 内科診察<br>7. 心電図 |

※対象者：40歳以上の生活保護受給者

※健診ご希望の方は健康福祉課までお問い合わせください。

**問合せ** 下市町役場 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0747-52-0001（内線159・160）  
IP 0747-68-9065（直通）

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか？

### 児童扶養手当とは？

18歳（一定の障害がある場合は20歳）未満の児童が下記などの場合、その父または母、あるいは父または母に代わる養育者に支給される手当です。

- ・両親の離婚などによって、父（母）と生計をともにしていない
- ・父（母）が重度の障害の状態にある
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが定額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

※これまで公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給出来ませんでした。平成26年12月以降は年金額が児童扶養手当額より低い場合はその差額分の児童扶養手当を受給出来るようになりました。

### 特別児童扶養手当とは？

20歳未満の心身に中程度以上の障害がある児童を養育している父もしくは母、あるいは父母に代わる養育者に支給される手当です。

ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※両手当とも、認定請求手続きにより支給されますが、所得制限を超える場合などは支給されません。

要件に該当すると思われる方で、請求手続きがまだの人は下市町役場健康福祉課で手続きを行ってください。

### 問合せ

下市町役場 健康福祉課 児童福祉係  
☎ 0747-52-0001（内線152）  
IP 0747-68-9064（直通）



## 耐震診断・耐震改修

を行ってみませんか？

大規模地震に備えた安心・安全なまちづくりの第一歩として、下市町では「既存木造住宅耐震診断支援事業」、「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業」を行っています。

### ☆耐震診断事業☆

○補助の対象住宅は次の条件を満たす家屋です。

- ・町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅。
- ・延べ面積が250㎡以下で地階を除く階数が2以下のもの。
- ・店舗等の併用住宅の場合は、店舗部分等の床面積が延べ床面積の2分の1未満の建物。

※補助対象者は、耐震改修対象住宅の所有者。

○診断の費用

無料

○募集件数

2件（先着順）

○受付期間

7月1日（月）～11月29日（金）〔土・日・祝日は除く〕

午前9時～午後5時

※募集件数になり次第、締め切ります。

※申請書類は建設課で配布します。



### ☆耐震改修工事補助事業☆

○補助の対象工事は次のすべての条件を満たすものとします。

- ・町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅。
- ・延べ床面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下のもの。
- ・店舗等の併用住宅の場合は、店舗部分等の床面積が延べ床面積の2分の1未満の建物。
- ・町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅。

※補助対象者は、耐震改修対象住宅の所有者。

○補助対象工事

- ・工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事
- ・工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ・補助金交付決定後、工事に着手し令和2年2月28日（金）までに完了するもの。

○補助金の額

事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額（千円未満の端数は、その端数を切り捨てる。）ただし、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

○募集件数

1件（先着）

○受付期間

7月1日（月）～10月31日（木）〔土・日・祝日は除く〕

午前9時～午後5時

※募集件数になり次第、締め切ります。

※申請書類は建設課で配布します。



申込・問合せ 下市町役場 建設課 ☎ 0747-52-0001（内線192）

IP 0747-68-9067（直通）



## 下市町観光協会ニュース

### 国内外の修学旅行生の受入家庭（ホストファミリー）大募集！

下市町・下市町観光協会では、生活体験を通して家族との絆や下市町の魅力を感じてもらうことを目的に、国内外の修学旅行生を個人の家庭で受け入れる民家ステイ（教育民泊）に取り組んでいます。

今回は、受入家庭のUさんの声を紹介します。（今まで15回の受け入れ）

#### ・受入れ中はどんなことをしているの？

畑の草引きや掃除のお手伝い、夕食・朝食の準備・片付けなど。私の家ではお風呂に下市温泉を利用して家族と一緒に入ります。お散歩をしたり、トランプや百人一首、将棋などをすると、めずらしいみたいで喜んでくれます。

#### ・民家ステイで大変なことは？

関東の子ども達が多いので、関西弁に気を付けて話すくらいです。大変だと思えることはないように、子どもたちには、家族だと思っているいろいろお願い事をして手伝ってもらいます。外国の生徒さんは、言葉が違いますが、ポディランゲージやスマホで翻訳したりして乗り越えています。

#### ・民家ステイの良さって？

普段大人だけの生活に子ども達が来てくれて笑い声が絶えない楽しさがあります。学校の話や下市の印象を聞いたり、下市のPRをしています。民家ステイを通して、他府県の子どもたちと交流ができ、知り合いも増えていきます。

#### ・今までの受入れで印象にのこっていることは？

都会の子ども達が多く来てくれますが、家庭で家族と一緒に食事を作ったり食べたりする機会が少なく、ひとりでの食事やファーストフードが多いようです。民家ステイで一緒に料理をすると喜んで一生懸命に包丁を使いこなして、自分で作った食事に感動して、嫌いな食材も食べてくれます。

#### ・ひとこと

子ども達に下市の暮らしを見て・経験してもらい、いつか下市に遊びに来てくれるよう、移住してもらえよう田舎生活を満喫してもらっています。



▲木を切る体験



▲帰る前にはお掃除をしてもらいます

★7月15日～16日、中国の学生が民家ステイに来られます。観光文化センターで入町式・離町式を行いますので、ご興味のある方は一度ご覧にお越しください。

**ご興味のある方はぜひお問い合わせください！**

問合せ 下市町役場 地域づくり推進課 ☎ 0747-52-0001（代表）  
IP 0747-68-9070（直通）

## 令和元年7月「空き家相談会」を開催します

**開催日時：**令和元年7月6日（土）  
セミナー 午後1時～2時 ①  
相談会 午後2時15分～4時15分  
**開催場所：**曾爾村役場 2階 大会議室  
〒633-1211 奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495-1  
**主催：**曾爾村・特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ  
**後援：**奈良県  
**入場料：**無料

**開催日時：**令和元年7月13日（土）  
セミナー 午後1時～2時 ②  
相談会 午後2時15分～4時15分  
**開催場所：**今井まちなみ交流センター「華薨」  
〒634-0812 奈良県橿原市今井町2丁目3番5号  
**主催：**橿原市・特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ  
**後援：**奈良県  
**入場料：**無料

**開催日時：**令和元年7月20日（土）  
セミナー 午後1時～2時 ③  
相談会 午後2時15分～4時15分  
**開催場所：**黒滝村役場 2階 会議室  
〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地  
**主催：**黒滝村・天川村・特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ  
**後援：**奈良県  
**入場料：**無料

\*セミナー参加は予約不要ですが、相談会には予約が必要です。

下記連絡先までお申込みください。

\*相談会の日以外でも常設の相談員が相談を受付しています。

お気軽にお問い合わせください。

#### 問合せ

特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ

【橿原相談窓口】〒634-0075 橿原市小房町9-32

TEL/FAX：0744-35-6211

ご相談窓口 月曜日～土曜日（日祝定休）午前9時～午後5時

Mail：akiyaconcierge@zeus.eonet.ne.jp HP：http://www.akiyaconcierge.com/

## 町有地の売却を行います

町有地の売却を行います。

詳細は下記までお問い合わせください。

**場 所** 下市町大字新住1797番4

**申込期間** 7月1日～7月19日

(土・日・祝日は、申込み不可)

**問 合 せ** 下市町役場 総務課 町有地売却係

☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9060 (直通)

## 納期内にお納めください

**7月31日(水)は固定資産税第2期の納期限です。**

納め忘れのないようにお納めください。また、口座振替をご利用の方は、預貯金残高の確認をお願いします。

下市町役場 税務課

## 奈良運輸支局からのお知らせ

①軽二輪の届出窓口が次とおり変更いたします。

○令和元年6月28日(金)まで

全国軽自動車協会連合会奈良事務所(D棟⑤窓口)

○令和元年7月1日(月)から

近畿運輸局奈良運輸支局(E棟①窓口)

②届出書の様式変更

窓口変更に合わせて、軽自動車届出書等の様式を変更(OCRシート化)します。新様式の届出用紙は無償で配布します。

現在使用している用紙は令和元年7月1日以降使用できなくなりますのでご注意ください。

**問合せ** 近畿運輸局奈良運輸支局登録部門

☎ 050-5540-2063

## 鼻に関する「講演会」と「無料相談」

**日 時** 令和元年8月8日(木)

午後2時～4時

**場 所** 奈良商工会議所 地下1階 会議室

奈良市登大路町36-2

近鉄奈良駅①番出口より徒歩1分

☎ 0742-26-6222

**講 演** 「鼻に関する最近のトピックス

～舌下免疫、人口嗅覚など～

奈良県立医科大学

耳鼻咽喉・頭頸部外科学講座

教授 北 原 紘

**無料相談** 鼻を含め耳鼻咽喉科全般に関する相談に応じます

**担当医師** 耳鼻咽喉科専門医

**問 合 せ** 奈良県医師会耳鼻咽喉科部会事務局

☎ 0744-22-8502

## 働き方改革関連法出張説明会

**期 間**

2019年6月～2020年3月

(土日祝、年末年始[12月29日～1月3日]を除く)

**時 間**

1～2時間の範囲

(希望する説明内容により変わります)

**対 象**

当署管内の業界団体、企業団体、地域団体など

(対象：2社以上の集団)

**説明内容**

年5日の年休取得等

**場 所**

団体等の指定する場所

(会場の確保は団体等をお願いします)

**講 師**

大淀労働基準監督署 労働時間相談・支援班

**締 切**

希望実施日の1ヶ月前までにご相談ください

**申込・問合せ**

大淀労働基準監督署

監督・安衛課(労働時間相談・支援班)

☎ 0747-52-0261

## 吉野警察署からのお知らせ

6月13日から下市駐在所と阿知賀駐在所が統合されました。これからは下市駐在所を拠点に石井警部補と岸本巡査長の2名体制で、より地域に密着した活動を行います。

旧阿知賀駐在所の受持地域は、引き続き岸本巡査長が担当しますので、巡回連絡や駐在所広報紙の配布はこれまでと変わらず行います。

これからも警察活動へのご協力をよろしくお願いします。



▲岸本巡査長

▲石井警部補

**吉野三町無料法律相談**  
〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 時 7月16日(火) 午後1時～4時  
場 所 吉野町役場  
予約・問合せ 吉野町役場 町民課  
☎ 0746-32-3081

**中南和法律相談センター無料法律相談**  
〈県内中南和各地で随時開催しています〉

予約・問合せ 奈良弁護士会  
中南和法律相談センター係  
☎ 0742-22-2035

**法テラス南和法律事務所**  
〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

場 所 大淀町大字下淵68番地の4  
やすらぎビル4階  
問 合 せ ☎ 050-3383-0025  
※無料になる場合があります。  
まずは電話でお問い合わせを。

**消費生活相談**

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時  
開催日等は直接お問い合わせください。  
場 所 吉野町役場  
問 合 せ 吉野町役場 町民課  
☎ 0746-32-3081 (代表)

**肝炎ウイルス検診(B型、C型)**  
を実施します

C型肝炎は感染していても気がつきにくいので、この機会にぜひ受けましょう。

日 時 7月18日(木) 受付 午前9時～10時  
9月 6日(金) 受付 午前9時～10時  
10月 2日(水) 受付 午前9時～10時  
10月24日(木) 受付 午前9時～10時  
11月23日(土) 受付 午前9時～10時  
※希望受診日を電話で申し付けください。

対 象 40歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検査に相当する検診を受けたことがない方

場 所 下市町保健センター

検査内容 問診、血液検査

申込・問合せ

下市町役場 健康福祉課 保健予防係

☎ 0747-52-0001

(内線159・160・161)

IP 0747-68-9065 (直通)

**下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂**  
営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後8時  
(受付は午後7時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時  
午後4時30分～7時30分

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時30分  
(ラストオーダー 午後7時まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー『風呂の日定食』がございます。

☆各種宴会・法事御膳はじめました☆



法事や各種宴会のご予約お待ちしております!!  
詳細は、ごんた食堂へ

**7月13日(土)～**

明水館内にて鉄道のジオラマを展示します。  
ぜひ皆様ご覧ください!!



**7月の営業日カレンダー**

※○印の日が休館日です。

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | ①  | ②  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | ⑧  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | ①⑥ | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | ②② | 23 | 24 | 25 | ②⑥ | 27 |
| 28 | ②⑨ | 30 | 31 |    |    |    |

※7月2日は機器点検のため臨時休館日となります。

🌸今月の風呂の日は26日です

皆様のご利用を心からお待ちしております。

※7月中の土・日・祝日は、毎年非常に混雑し、水量不足となり閉館時間を早めさせていただく場合があります。

なお、この場合は下市テレビで放送させていただきます。

問合せ 下市温泉秋津荘・明水館

☎ 0747-52-2619 (フロイク)

IP 0747-68-9081



## 令和元年度自衛官募集のお知らせ

### ①自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

#### 【対 象】

18歳以上33歳未満の男女  
(令和2年4月1日現在)

#### 【受付期間】

男子・女子 年間を通し随時

#### 【試験日】

令和元年 7月21日(日) (男子・女子)  
8月25日(日) (男子・女子)  
9月21日(土) (男子・女子)  
9月22日(日) (男子)  
9月23日(月・祝) (男子・女子)

#### 【試験会場】

航空自衛隊奈良基地(奈良県奈良市法華寺町)

#### 【試験内容】

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

### ②一般曹候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

#### 【対 象】

18歳以上33歳未満の男女  
(令和2年4月1日現在)

#### 【受付期間】

令和元年7月1日(月)～9月6日(金)

#### 【試験日】

一次試験 令和元年9月21日(土)  
二次試験 詳細は一次試験合格発表後にお知らせ  
します。

#### 【試験会場】

航空自衛隊奈良基地(奈良県奈良市法華寺町)

#### 【試験内容】

筆記試験、適性検査

※二次試験で口述試験及び身体検査があります。

二次試験の詳細は、一次試験合格発表後にお知らせ  
します。

### ③航空学生（海上・航空自衛隊）

#### 【対 象】

海上 18歳以上23歳未満の男女  
(令和2年4月1日現在)

航空 18歳以上21歳未満の男女  
(令和2年4月1日現在)

#### 【受付期間】

令和元年7月1日(月)～9月6日(金)

#### 【試験日】

一次試験 令和元年9月16日(月・祝)

二次試験 詳細は一次試験合格発表者にお知らせ  
します。

#### 【試験会場】

航空自衛隊奈良基地(奈良県奈良市法華寺町)

#### 【試験内容】

筆記試験、適性検査

※二次試験からは航空身体検査、口述試験等が  
あります。

#### 【問 合 せ】

自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所

〒637-0004

奈良県五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階

☎ 0747-22-3789

## 今月のおすすめ本

### ★シーソーモンスター



伊坂幸太郎 / 著  
中央公論新社

バブルに浮かれる昭和の日本。一見どこにでもあ  
る平凡な家庭の北山家だったが、ある日、嫁が姑の  
過去に大きな疑念を抱くようになり・・・。

### ★サンカクさん（絵本）



マック・バーネット / 文  
ジョン・クラッセン / 絵  
長谷川義史 / 訳  
クレヨンハウス

サンカクさんとシカクさん、それぞれ「こわい」  
ものがあるふたり。仲がいいのか、わるいのか。こ  
れぞ、新しい友情のカタチ！マック・バーネット  
のお話を大阪弁訳した文と、ジョン・クラッセンの  
イラストが楽しい絵本。

## 社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。  
5月16日～6月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

(敬称略)

・出生内祝い  
小川 富大(新住) 5万円  
・叙勲内祝い  
秋田 保一(新住) 5万円  
・供養として  
岡山 嘉明(黒木) 2万円  
枘井 節子(阿賀) 2万円  
辻井 浩志(新住) 3万円  
東 昌博(広橋) 3万円  
阪口 眞行(善城) 2万円

| 相談内容                                                   | 場 所                                      | 相 談 日    | 時 間                |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------|--------------------|
| <b>人権・心配ごと相談</b><br>人権擁護委員・民生児童委員が相談を受けます。<br>(電話相談も可) | 下市町交流センター<br>(ごんたくんの家)<br>☎ 0747-52-6125 | 7月 4日(木) | 午後 1 時<br>～<br>3 時 |
|                                                        |                                          | 7月18日(木) |                    |
|                                                        |                                          | 8月 1日(木) |                    |
|                                                        |                                          | 8月15日(木) |                    |

## 火遊び・花火による 火災の防止

夏は、花火のシーズンであります。取扱上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出しにするためにも左記のことに注意しましょう。

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。

## 火災・救急は119 付いていますか？ 住宅用火災警報器

奈良県広域消防組合  
下市消防署  
<http://www.naraksk119.jp/>



## 図書館だより

おはなし会  
7月27日(土)  
午後2時

下市観光文化センター2F  
(下市町立図書館)  
☎ 0747-52-11711  
IP 0747-68-9080

図書館では電話での本の予約・延長を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

## 7月の休館日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日  
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しください。  
(DVD・ビデオテープを除く)

## 「図書館まつり」のお知らせ

例年7月に開催しています「図書館まつり」についてですが、今年度は9月8日(日)に開催することになりました。内容については、読み聞かせ・迷路・工作教室を予定しています。皆さんに楽しんでいただけるよういろいろな催しを考えています。詳細は8月広報に掲載いたします。たくさんの方々の参加をお待ちしております。

## 親子で学ぶ「プログラミング体験講座」開催のお知らせ

下市町では2020年から始まるプログラミング授業に先立ち、小学3～6年生の児童を対象に下記日程でプログラミング体験講座を開催します。参加を希望される方は参加申込書に必要事項を記入して、期日までにFAXまたはメールにてお申し込みください。なお、お問い合わせ・申し込み先は対象児童に配布されるチラシをご覧ください。

**開催日時：**①「プログラミング体験」

令和元年7月21日(日)

午後2時～4時(受付 午後1時30分～)

②「ロボットカーの製作とプログラミング」

令和元年8月18日(日)

午後2時～4時(受付 午後1時30分～)

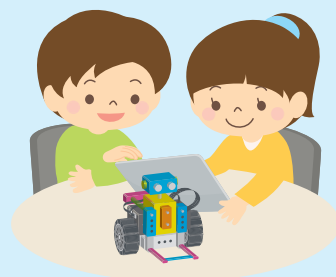
**開催場所：**下市観光文化センター 2階 研修室

**募集人数：**各講座12名(先着順)

**参加費：**無 料

**主催：**NPO法人電子自治体アドバイザークラブ

**後援：**下市町教育委員会



## 7月は「差別をなくす強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」です

下記のとおり「差別をなくす強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」合同講演会を開催します。

ぜひ、皆さまご参加ください。

### 講演会

**日時：**7月11日(木) 午後1時30分～

**場所：**下市町農村環境改善センター  
2階 大会議室

**演題：**～大人が変われば子どもが変わる～

**講師：**笑福亭 学光

皆様のご参加  
お待ちしております。



## ゲストハウス山桜主催

## サマーコンサート

**日時：**令和元年7月7日(日) 午前10時～

**場所：**下市町才谷

浄土真宗西本願寺 龍掌山 西照寺 堂内

**料金：**無料

**問合せ：**移住促進ゲストハウス山桜

☎ 090-8572-0014 (尾上)

お馴染みの曲も演奏されますので、

ぜひ、ご参加ください。

※駐車場が狭いため、

乗り合わせでご来場ください。

## かぶと虫の森休園のお知らせ

「かぶと虫の森」は  
休園させていただき事と  
なりましたので、  
何卒ご了承ください。



下市地域づくり推進会議  
かぶと虫の森

令和元年6月1日現在

人 口 5,360 人 (－33)

男 2,513 人 (－18)

女 2,847 人 (－15)

世帯数 2,448世帯 (－3)

( ) 内は前月比

出生 1人 死亡 11人

転入 3人 転出 26人